

# 地域の活性化を目指す社会教育

～ 青少年の居場所と活躍の場があるまちを目指して ～

(提 言)

令和6年4月

東大和市社会教育委員会議

## 目 次

はじめに	1
主題設定の背景	1
主題設定の理由	2
提言における言葉の捉え方と対象範囲	2
提言の基調	3
1 青少年の居場所づくり	4
(1) 公民館の活用、若者サロン、学習スペースについて	4
(2) 子ども食堂について	5
2 青少年の学びの場の充実	6
(1) ニュースポーツ・都市型スポーツ活動について	6
(2) 芸術活動に関連して	7
3 青少年の活躍する場の充実	8
(1) 地域行事と地域社会について	9
4 学校との関わりで青少年の活躍する場の充実	10
(1) 地域防災活動での高校生の力について	10
おわりに	11
参考資料	13
資料1 令和4年厚生労働省「人口動態統計」	14
資料2 「統計東大和」令和3年版（住民基本台帳）	14
資料3 東大和市「子ども・子育て未来プラン」	15
資料4 東大和市「子ども・子育て未来プラン」	15
資料5 公民館利用案内	16
資料6 「こども食堂案内」	18
東大和市社会教育委員・起草委員名簿	21
審議経過・起草委員会の記録	22

# 地域の活性化を目指す社会教育

## ～青少年の居場所と活躍の場があるまちを目指して～

(提 言)

はじめに

### 主題設定の背景

#### (1) 出生数は過去最少、少子高齢化で人口減

我が国の令和4年の出生数は過去最少の77万759人で、前年より4万863人減り、初めて80万人を割りました。明治32年(1899年)の統計開始以来最少を更新しました(資料1)。これは、時間差を置いて青少年人口に反映されます。

本市における令和4年1月1日の青少年人口は、15歳～19歳(3,948人)、20歳～24歳(4,164人)、25歳～29歳(4,098人)となっています。市の総人口85,285人に対するそれぞれの割合は、4.62%、4.88%、4.80%となります。合計12,210人で、割合は14.3%です。(資料2)。

このように青少年人口は減少傾向にあります。まちの未来を背負う人材としての青少年は大変貴重であり、生涯学習との関わり・責務にも重い課題があります。

#### (2) 生活充実感の課題

まちの未来を担う青少年の成長過程が、豊かな学習環境や地域の人々の愛情に包まれて初めて、青少年は「暮らしやすいまち東大和」で育ってよかったという生活の充実感を持つことができます。さらにそのことが、まちの人々・地域社会に対し同じようであってほしいという「愛情の受け渡し」意欲を育て、継続的な地域活性化の力が生まれます。青少年が、自分はまちの皆に愛されていると感じ、生活の充実感や幸福感を持てることが大切です。

青少年が、自分の居場所に事欠き、路上で談笑しているとタムロしている、たまり場になっていると各所に通報され、人に迷惑をかけずに話をしていると人々に拒まれる視線や疎外感を感じることがあります。そのことを青少年と接点を持つ大人に、「とにかく居場所がない」と訴える現状があります。

シルバー世代の方々がサロンのなたまり場で立ち話をし、お茶を飲み、軽く運動するような時間を持つことは素晴らしい一時です。同じように青少年も、「青年は語り合い、共に歩むのが好きだ」と言われます。青少年が積極的に良いことをしなくても、青少年が心豊かにつながり、生きる喜びを実感し、幸せを感じて貴重な時を生きることを大切にしたいものです。生涯学習の関わりで地域社会からの隔絶・孤立を防止するとの視点も大切です(資料3)。

#### (3) 社会の変化に対応する課題

社会・時代は常に変化しています。その動向にも留意し、青少年の居場所を保障することが必要です。現在の社会構造の変化は、血縁・地縁や職縁的なつながりによる学びの場・居場所が少なくなりました。

本市における公民館建設促進同盟が設立された昭和36年(1961年)、その中心を担ったのは青年団、青年学級、サークル活動、婦人会、婦人学級などです。それぞれの団体の日常活動も活発で、バスを連ねてのハイキングなどの記録もあります。しかし現在、その名を聞くことも少なくなりました。職場の青年部や婦人部なども同じようです。様々な社会とのつながりを通して自己の活躍する場、居場所を得ることが少なくなっています。時代の変化に合わせて、社会教育関連施設などの青少年の利用を通して生涯学

習の充実を促し、居場所とする工夫が求められます。

#### (4) 国・都の施策の方向

社会の変化による血縁・地縁的地域社会の教育機能が低下する一方、社会は複雑化し高度な組織体となっています。青少年が自立するまでに必要とする時間が長くなっています。ほぼ成人として扱われる年齢（成人年齢）は18歳になりましたが、このアンバランスからも青少年期から成人期への移行の困難さが指摘されています。そこで、青少年が社会的に大人になるまでの青少年教育が従前より大切になり、そこに焦点化された生涯学習の充実が求められています。

国や都でも、「子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）」をきっかけに、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための若者政策への関心が高まっています（令和3年9月東京都生涯学習審議会建議「東京都における今後の青少年教育振興の在り方について」）。本市においても、「東大和市における青少年を取り巻く現状や施策の方針について」により、今後そのアプローチの充実が求められています。

#### 主題設定の理由

- (1) 青少年が注目されるのは問題行動を起こした時だけという社会は不幸です。青少年の人生を温かく、柔らかに包み、見守り、社会の中で自己実現できるように「共に学ぶ」社会にしたいものです。そのため、青少年が地域社会の人々とのつながりを通して生きる喜びを実感できる居場所作り、活躍の場作りが重要と考えます。
- (2) 社会は青少年の力によって支えられ次世代に継承されます。青少年の活躍があって初めて世代を超えてつながる地域社会の活性化が図れます。

#### 提言における言葉の捉え方と対象範囲

##### 【提言における言葉の捉え方】

青少年	青年と少年を包括的に捉え、普通は12歳から25歳くらいまでの男女のことです。人間形成の途上にある者たちを指す用語といえます。 青少年保護育成条例などでは18歳未満の未婚の男女をさします。類語に若者、若人、若い衆、若手、ヤング、ヤングジェネレーションなどがあります。 本提言では、中学校卒業（15歳）から25歳くらいまでの人としてしました。
居場所と学び活躍の場	居場所は、必ずしも「善いこと」を行うものでなく、心の落ち着く場所と捉えました。その上に、さらに共に学んだり、持ち味を生かして人に尽くすなどの活躍をしたりする場としました。
子ども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法です。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。

<p>こども・若者 育成支援推進法</p>	<p>子どもを取り巻く社会問題（少子化問題、子どもの貧困問題、児童虐待、いじめ、不登校、障がいに関わること、精神的幸福度など）の深刻化に縦割りの対応では限界があるとして、支援施策の総合的枠組みの整備、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を目的として平成22年4月に施行されました。</p>
<p>こども家庭庁</p>	<p>子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために、こども基本法の改正を受けて令和5年4月に発足しました。「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成施策を総合的に推進しています。</p>
<p>ヤングケアラー</p>	<p>法律上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に日常的に行っている子ども・若者のことです。令和3年3月に厚生労働省と文部科学省が連携し、その実態調査研究を行いました。 ヤングケアラー支援は現在、法律に明確な根拠規定がありませんが、こども家庭庁は、「子ども・若者育成支援推進法」に明記して法制化する方向です。</p>
<p>ニュースポーツ 都市型スポーツ</p>	<p>ニュースポーツとは、技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案・紹介されたスポーツのことです。数十種類以上あるといわれます。 都市型スポーツとは、広い場所を必要とせず、少人数でもできる、都市住民にうってつけのスポーツのことです。</p>

### 【提言の対象範囲】

テーマが広範囲に及ぶことから、次の①から④までの内容に限定しました。

- |                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年の居場所づくりについて</li> <li>② 青少年の学びの場の充実について</li> <li>③ 青少年の活躍する場の充実について</li> <li>④ 学校との関わりで青少年の活躍する場の充実について</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 提言の基調

(1) 青少年が素晴らしいことをしているからではなく、普通に生活していることで市民に愛されていると感じ、生活の充実感や幸福感を持てることを大切にしましょう。青少年期の人生の一時でも自分の「居場所がない」と感じさせることほど不幸なことはないという考えがあります。

- (2) 人は自分がされたように他の人にするという事です。地域で可愛がられ、愛されて育てられた青少年は、次の世代に同じように接し、育てます。生涯学習は世代の連鎖を生みます。こうして青少年が活躍し、活力のあるまちづくりとなると考えます。
- (3) 学校教育においては、学校と地域が一体となることで青少年の生涯学習を支える枠組みへの移行が期待されるといえます。

提言をまとめるに当たっては、生涯学習、学校教育、福祉などにわたり、行政、各種機関、団体等からその施策や活動の現状、仕組み、歴史などについて学習し、課題を捉えました。

## 1 青少年の居場所づくり

青少年に、安全で安心して過ごせる居場所があり、そこでは共に遊び、学び、社会で生き抜く力を得るための話し合い、体験活動、野外活動やスポーツ活動などができる柔軟な施策が求められます。

近年では意識の変化により家庭間のつながりの希薄化、人口の少子化により青少年同士の育ち合い、学び合いの機会は減少し、青少年が地域コミュニティの中で育つことが困難となっている状況が見受けられます。

また、現在の多くの青少年は、スマートフォンを活用した環境の下で友達・仲間づくりを行い、広い意味での学習を行っています。その友達の輪を活かす公民館活動などは現在の青少年の居場所づくり、学習の場づくり、たまり場づくりともいえます。

### (1) 公民館の活用、若者サロン、学習スペースについて

青少年の居場所の現状は、身近なところでは家の近所の公園、広場の一角、コンビニ、フードコート店の中、駅前広場等に集うことが多いようですが、しかしながら、これらの場での青少年の居心地はあまり良いとは感じられていないようです。若者が集まって話し合いができそうな所には「打合せ禁止」のような警告や白眼視しているような雰囲気を感じることがあります。

また公共施設では公民館、児童館等が考えられます。厚生労働省は、放課後児童クラブ（学童保育）などに使われる児童館を中・高生にも開放する方針で、制度上では18歳未満のすべての子どもが遊びのために利用できます。実際には小学生を対象にしている、青少年が利用するには施設の大幅な改修や人的整備が求められ、当面現実的な場とはならないと思われます。そこで、公民館の活用が焦点になりますが、令和6年度からは全館でWi-Fi環境が整う予定となっています。児童・生徒は学校から配られたタブレットの使用によりキーボードの操作にも慣れ、また、スマートフォンを利用した友達との連絡・話し合いが盛んになっています。このような青少年の生活環境の変化にも対応できるたまり場のような場所の必要性があります。

さらに、公民館では、ロビー等の空いているスペースは「利用申込み」をしなくても借りられます。また、学習室等は「手続き」をすれば借りられますが、利用者はまだまだ少ないのが実情です。都立東大和高等学校の生徒会役員と話し合う機会があり、訪問してお話を聞いてきました。生徒会活動は活発で、公民館の利用方法についても話が出ました。

公民館事業は中央公民館と地区館との連携事業と各館の単独事業があり、各館毎に地域に根ざした活動が見受けられます。この活動の中に市内在住の高校生がお手伝いに参加している事業もあり、高校生と小中学生が触れ合う場面も多々ありました。今後も継

続した事業展開を願っています。

市内の自治会集会所などは、高齢者が集いサロンのような触れ合いの場として重要な役割を果たしています。それを大切にしつつ青少年も立ち寄れる場としても活用され、「スマートフォンのことを聞いたらあのお兄ちゃんに」と、年代を超えた交流の場となるような青少年との居場所づくり、学習の場となること（若者サロン）も考えられます。

## ●課題と提言

- ①公民館、市民センター等の利用者や青少年の利便性を高めるために、利用団体登録申請もパソコン、スマートフォンを利用した申請方法が求められます。
- ②公民館利用案内（資料5）では利用団体会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者とあり、高校生も団体登録ができ、グループ活動に利用できます。

集会所等の利用についても、紙ベースでは青少年に届きにくい時代です。市報等の内容が常に青少年に届くように、パソコン・スマートフォンを利用する青少年に的を絞った告知が必要です。

## (2) 子ども食堂について

令和3年3月に、厚生労働省による中高生ケアラーに関する初の全国調査が行われるなど、近年ヤングケアラーの存在が広く知られるようになりました。ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことです。そのような子どもたちは、自身の勉強や部活動、遊びや趣味に充てる時間を思い通りに使えない状態にあると思われます。長期間にわたり介護などを続けた後は社会に適応することが難しくなるケースもあると聞きます。



青少年が社会とつながり、存在価値を見出していくことは成長過程に欠かせないことで、ヤングケアラーも社会での居場所を見つけることが重要です。

### ・ヤングケアラー増加の背景

家庭の形はどんどん姿を変えています。高齢化が進み、老々介護問題も深刻化しています。三世代同居の減少とともに、ひとり親世帯が増加していることも現代社会の特徴です。大家族から核家族へと変化した現在の社会は、家庭内に大人が少ない状態だといえます。働いている親に代わって、家事や弟妹の世話、親の病気などの世話や介護は必然的に子どもが担うこととなります。

近所づきあいが減っていることも、ヤングケアラーが増える一因といえます。プライバシーが尊重される現代社会においては、よその家の事情を深く知ることは失礼だと感じます。おせっかいをすることをためらう人も多いのではないのでしょうか。そのような背景が、ヤングケアラーを地域から孤立させているかもしれません。隣近所に関心を持つこと、地域の結びつきを強くすること、助け合いの精神を持つことが孤立する青少年の救いにつながるのではと考えます。

## ・ヤングケアラー支援の現状

家庭の事情や生活環境に気づき、身近な大人として相談相手になりうる存在だと思われるのが「こども食堂」のスタッフさんです。本市には4つの「こども食堂」があります。『南街こども食堂』、『芝中こども食堂』、『E-ne ♪いいね』、『仲原4丁目子ども食堂(ラヴィーレ東大和)』です。

ヤングケアラーが「こども食堂」を利用する利点は、食事の支度や買い物に費やす時間を自分のために使えること、経済的な助けになること、スタッフさんと関わることで精神的な救いを得ることなどが期待でき、行政の支援にもつながります。学校以外の友達ができるきっかけとなることも考えられます。

本市の社会福祉協議会では、4団体のスタッフさんと「こども食堂連絡会」などで連携を取りながら、「こども食堂案内」の作成を計画しています。それをSNSで広く周知することも青少年には有効だと考えます。

また、ヤングケアラー家庭へ毎日夕食のお弁当を配達するサービスや、家事や家族の世話をするためのヘルパー派遣などが可能になれば、ケアラーの負担はずいぶん軽くなると思われます。

## ●課題と提言

### ① 地域との関わり

本市では、シニア世代に向けた「見守り声かけ運動」に多くの市民が参加しています。そのシステムをそのまま地域で青少年を見守る「見守り声かけ運動」に使うことは難しいでしょうが、何らかの方策が必要です。民生委員・児童委員など地域をよく知る大人が積極的に青少年と関わる場所・システムが求められます。民生委員・児童委員は主に学童以下の子どもとシニア世代を対象とすることが多い印象ですが、青少年と関わり彼らの言葉に耳を傾ける存在になって欲しいと思います。

### ② 学校における相互理解

学校においてヤングケアラーが理解されることも重要です。教職員、児童生徒、保護者のヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるために、出張授業を利用するのも一策だと考えます。元ヤングケアラーによる講演会・相談支援に関する教職員研修・元ヤングケアラーと児童生徒との交流会などを行うことで、支援につながり、またケアラーが自身の状況に気付くきっかけにもなります。

### ③ SNS上の居場所

NPOがオンラインコミュニティサービスを行うなど、SNSの分野でのサービスが広がりを見せています。時間や行動の自由が制限されるヤングケアラーですが、SNS上の居場所であれば参加しやすいといえます。本市においても、行政主導によるオンラインサービスが充実することを期待します。

## 2 青少年の学びの場の充実

### (1) ニュースポーツ・都市型スポーツ活動について

クラブや部活動に関連して青少年の居場所、活動場所づくりを考えるに当たっては、スポーツ系と文科系の活動の両方を考慮する必要があります。

スポーツ系においては、2020年東京オリンピックで新たに採用されたスケートボード、スポーツクライミングや、次期パリオリンピックで採用が決定しているブレイキ



ンダンス、パラリンピック種目のボッチャなどのニュースポーツがメディアで多く取り上げられ、青少年の間で愛好者が増えています。しかし、愛好者が日常的にそれを楽しむ場所を確保することに苦労しているのが実情です。例えば公園や広場の一角でスケートボードをすると近隣の住人から騒音などで苦情が出たり、コンビニのガラス窓を鏡代わりにしてダンスをすると変人扱いするような視線を感じたりして、気持ちよく楽しめない、友達づくりもできないなどの青少年の声があります。これらのニュースポーツを楽しむには既存のスポーツ施設との共同利用が困難であり、専用施設の新設には費用面や騒音対策、地域環境との調和など困難な課題が多くあります。ニュースポーツを含めた様々なスポーツを楽しみたい青少年の居場所づくりや、部活動の地域移行のための拠点確保、周りに気兼ねしないで歌い楽器演奏が出来る声楽・楽器練習の場や舞踊・ダンスの場を確保したいものです。

学校部活動については、令和3年度より文部科学省からの教職員の働き方改革に沿って地域社会に移行する取り組みが始まり、本市でも手始めとして土・日曜日の市立中学校の部活動を地域移行するべく、令和5年度から3年間を試行期間として取り組みが始まっています。現時点では、市のスポーツ推進委員がメインとなって活動している「地域スポーツクラブはびねすまいる東大和」が主導するバドミントンや、ソフトテニス連盟のメンバーが個人的に指導者として長年に亘り実施してきた学外指導活動などがその具体例として挙げられます。部活動を地域へ移行するに当たっては、現在の部活動の継続を希望する部もあればできるだけ早急に地域へ移行したいと考える部もあり、各校の部活動の事情は均一ではないようです。仮に地域移行するとしても受け皿となる場所と指導者の確保、運営経費、生徒側の経済的な負担など問題点は多くあります。地域移行によって廃部となる所属部員すべてが新たな組織に移行できるとは限らず、退部せざるを得なくなる生徒たちの居場所がなくなるというデメリットも想定されます。

## (2) 芸術活動に関連して

「東大和少年少女合唱団」は、東大和市教育委員会（主催）、東大和市立小・中学校校長会（共催）、東大和少年少女合唱団（運営）の三者協力の下、平成20年（2008年）3月に設立されました。市内の小学校1年生から高校3年生までが在籍でき、定期演奏会のほか平和市民のつどいや市民音楽祭など地域に密着した催しに毎年参加しています。

始まりは、第十小学校の音楽科の先生が指導した校内合唱団です。子どもたちが中学生になると小学校での合唱団は卒団となります。もっと歌いたいという子どもたちの思いが後押しとなり、音楽指導の先生方の協力の下、市内全域の学校で合唱講座の募集が行なわれました。こうして市内全域合唱団



「東大和少年少女合唱団」が始まり、恒常的な練習場所の確保や子供達の安心・安全への支援が必要と考え教育委員会共催でスタートしました。実績を積み上げた数年後には教育委員会主催の合唱団となり現在に至っています。事務局は現在第二小学校にあります。設立して15年ほど経つ今は団員数を確保していますが、一定数を維持することが難しくなっています。団では地域のイベントや行事に積極的に参加し、合唱を披露することで友人や兄弟姉妹の入団希望者は多いようです。今までは指導者が学校の先生であ

ることが大きく貢献していましたが、今後指導者が交代しても地域で活躍できる合唱団となるための仕組みづくりに苦慮しています。現在は団員からの月謝で講師の先生に謝礼をお支払いしています。スタッフはボランティアで運営しています。定期演奏会の際には地元の企業さんに協賛をお願いしています。学校、地域に育てていただける文化団体は子どもたちにとっても安心・安全な場所になると考えるからです。また、地元にある大学とも今後は連携していくことを視野に活動しています。

また、卒団していったOB・OGが積極的にボランティアとして毎週土曜日の練習を手伝いに来ます。社会人になっても定期演奏会の支援ボランティアに必ず参加してくれるメンバーもいます。保護者のサポートも必要ですが、卒団したお兄さん、お姉さんが経験者としてサポートしてくれることで団員も安心してステージに参加できます。こうして子どもたちは卒団しても次の世代の憧れとなりながら共に過ごせる居場所を得ています。学校のクラブ・部活動から発展した社会教育活動となっており、他の文化活動にも参考になる素晴らしい例として永続させたいものです。

### ●課題と提言

① ニュースポーツを含めた様々なスポーツを楽しみたい青少年の居場所づくりや部活動の地域移行のための拠点づくり、周りに気兼ねしないで歌い楽器演奏ができる声楽、楽器練習の場や舞踊・ダンスの場を提供することも求められています。そのため、市内小学校の統合により使わなくなった学校スポーツ施設や音楽施設の有効利用が望まれます。現在の施設を活用することを基本にして、補強と内装工事を施して体育館と音楽教室を残す。その他様々な用途を検討するに当たって、学区地域だけでなく市内全域からの要望を募集する。近隣大学との交流などの留意が必要と考えます。

② 現役生徒にとって卒業した先輩との交流は文化面、スポーツ面の技術の習得だけでなく、卒業後の進路を考える動機ともなり、精神的成長、人間形成など多くの面で有意義です。また、青少年が卒業後も後輩たちと交流することで年代間の絆が育まれ、地域社会のコミュニティづくりが期待されます。さらに、学校部活動の地域移行に向けて、卒業生（高校生・大学生、社会人）に指導者、補助指導員として参加してもらうことが必要となります。研修会や合同練習会等の定期交流の場を各校に設け、在校生と卒業した元部員との交流の場を設けるなどの仕組みづくりが求められます。

## 3 青少年の活躍する場の充実

青少年を取り巻く環境はこの数年間でも劇的に変化しました。人との出会いの場やコミュニケーションの取り方がインスタグラムなどのSNSに大きくシフトしました。インターネットは多くの情報が得られ、多数の人々との情報交換がスピーディーに行える半面、真偽の判別が難しいものもあります。好奇心が旺盛な青少年は何の疑いもなく情報を信じ行動しますが、地域社会での学習段階をきちんと踏んでからこの無秩序ともいえる仮想空間に出るのでは大違いです。地域のコミュニティに参加して、他者との関わり方を小さな頃から感覚的に学んでいくことが大切だと思います。青少年の関わる環境は様々で学校、習い事、自治会の子ども会などがありますがこれらに各家庭が積極的に関わることも少なくなってきたと感じます。そこで、地域の祭りなら青少年や各家庭の皆が気軽に参加でき、青少年が活躍しながら育つ場になるだろうと考えました。東大和市内には祭りがいくつも開催されていますが、子どものころから関わることで

でも大切で、身近にある祭りに関わることで青少年の居場所ができ、活躍する場を見出していくと考えます。

### (1) 地域行事と地域社会について

四半世紀ぶりに復活した「南街まつり」を主催する『東大和盛連会(じょうれんかい)』は、「街を一つにする祭りをしたい」という思いに共感した仲間の集まりです。地域で子育て中の親たちを含め有志の大人たちが集まった団体です。「南街まつり」を復活させる道のは簡単ではありませんでした。新型コロナ禍もその理由の一つですが、約6年間もかかったようで、子どもたちのために祭りで街を一つにすることを信念に、最初は「東大和納涼祭り実行委員会」として立ち上げました。その後、ふるさと東大和を盛り上げたいという仲間が地域、学校関係、商店関係などで少しずつ増え、地域の伝統芸能(祭りや芸能)のイベントを企画・実行する団体になりました。連なって盛り上がる会『東大和盛連会(じょうれんかい)』となり現在に至ります。

地域の伝統行事は、少子高齢化による後継者不足から存続の危機に直面しています。この「南街まつり」は地域の子どもたちが伝統芸能の活動にふれ、郷土愛を高めるために地域の大人たちが協力して復活させたお祭りです。習い事、自治会子ども会などの諸団体で構成されています。来場者の参加しやすい祭りを通じて他者との交流、ひいては運営に携わることで心と身体の成長と郷土愛を高めています。その団体の一つが『東大和盛連会』で、ボランティア活動として青少年の育成においても柔軟な対応ができる団体を目指しています。



### ●課題と提言

今年、東大和盛連会の若者が大きく関わった盆踊りがありました。第二小学校の校庭に組まれた櫓から流れる「東大和音頭」に誘われ、膨らむ踊りの輪、屋台の電光に浮き立つ高揚感を感じて育った浴衣の子どもがたくさんいました。その幸せを大人になり市外で子育てをするようになって思い出すことでしょうか。そして、「子どもにも楽しかった祭りや文化芸能を経験してもらいたい」「地元にはこんな祭りがある。祭りの時期には東大和に帰ろう」と世代をつなぎます。

子どもたちには祭りを通して地域とは何かを感じてほしいと思うのです。一つの祭りをみんなで作り上げる力は地域活性化にも繋がります。このような地域コミュニティや文化芸能の担い手を育てる「祭りづくり」が地域には必要と考えます。



## 4 学校との関わりで青少年の活躍する場の充実

### (1) 地域防災活動での高校生の力について

地震、火災、風水害など自然災害が多い我が国において、自らの命を守り、家族や近隣、地域の人々を救い、助け合うことは一般社会人、高校生ともに求められています。また、国や自治体、消防、警察などの役割を認識・評価し、協力・連携を図ることも大切となります。そのため自分の命を守り、身近な人々を助け、将来にわたって地域に貢献する高校生の力に期待し、その力をいかに引き出し育てていくかが大切になります。しかし、災害に関わる様々な知識が高校生個々の防災行動にまでつながっていない現状が見られます。自分、家族、友人、近隣の人々の命を守るため、都教育委員会では都民・高校生の誰もがいつでも見られる「防災安全ノート」をサイトに掲載しています。自然災害対応は時には大災害につながることも予測し、臨機応変に行動し、自分、家族、隣人の命を守り、危険回避を最優先にすることが求められます。そのため、蓄積された知識や経験を防災行動にまで高めるよう各地域でその取り組みが進められています。防災市民組織などを通して互いに助け合うために公的機関等に積極的に協力し、一人でも多くの命を助け、被害を最小限にすることが大切です。

### ●課題と提言

① 高校生と地域防災活動における連携の現状です。市内にある都立東大和南高校は都立東大和南公園内にあり、市の防災マップでも災害時避難場所と指定されています。また、同高校は南街・桜が丘地域防災協議会の地域内に位置していることもあり、避難訓練に消防署、市役所防災安全課、地域防災協議会のメンバーが多数参画し、避難訓練、初期消火訓練などの実地体験が行われています。さらに門、公園の関係施設の解錠の確認、防災講話や関係機関の評価・指導など、総合的に防災活動をチェックし、緊密な連携を図っています。地域防災協議会は毎月のように開催され、高校生を見守り、絆を深め、健全育成や地域の活性化の観点からもその力に期待が寄せられています。

しかし、高校生の防災活動や奉仕活動は自治会組織に大きく依存しているのが現状です。今後、高校生も共に応援参加するよう環境づくりを促していきたいところです。

② 地域防災活動における高校生の力についてです。新しい情報を取得する方法や防災体験施設の実践的活用、例えば東京都防災アプリの「東京防災」、被害を予測し、その範囲を地図化したハザードマップ、東京消防庁の「防火防災訓練ポータルサイト」などの活用は若者が手慣れており、読み取る力があります。身近なスマートフォンを活用し、通信連絡するなどの能力発揮に期待が高まります。

市内でも高齢者介護施設等が点在し、人命尊重のために高校生としての行動が必要です。具体的には連絡通信網の整備、心肺蘇生などの応急救護、避難所の設定運営などにも高校生として自主的、積極的、実践的な行動が期待されています。災害時には高校生の知力や経験、体力を総合的に生かすことが必要不可欠です。高校生の可能性を温かく見守り、社会全体で支援していきたいものです。



## おわりに

今期の東大和市社会教育委員会議では、青少年の数は少子高齢化に伴い減少傾向にあるものの、まちの未来を背負う人材として大切にされていないのではないかという問いから出発しました。生涯学習との関わりにおいても課題がありそうで、生涯学習の施設利用でも高齢者、幼児ほどには留意されていないと話し合われました。青少年の公民館などの利用、活用の衰退は大きな社会構造にも関わる長期的な課題で、時の流れに置いていかれた部分もあります。現在進行形の時代の変化に応じた取り組みが求められると考えました。

それは結局、青少年が生き生きと暮らせるまちづくりはどういうことかということになり、解決には生涯学習の視点から迫ることが大切と考えました。それは広い関連部署の施策が求められる全国的な課題でもあり、今回はその一端に触れただけかもしれません。

本提言のまとめの終盤に当たり「令和6年能登半島地震」が起きましたが青少年の力に頼る場面も多く見られ、期待もされました。まちの未来は青少年の生涯学習の充実にかかっているとこの提言が広く市民・関係者の皆さんの参考にされ、豊かな学習環境と地域の人々の愛情に包まれた青少年が、健やかに育つ街づくりに活用されることを願っています。



## 《参考資料》

資料1 令和4年厚生労働省「人口動態統計」

日本の人口動態

	令和4年(2022)	令和3年(2021)
出生数(人)	77万0759	81万1622
合計特殊出生率	1.26	1.30

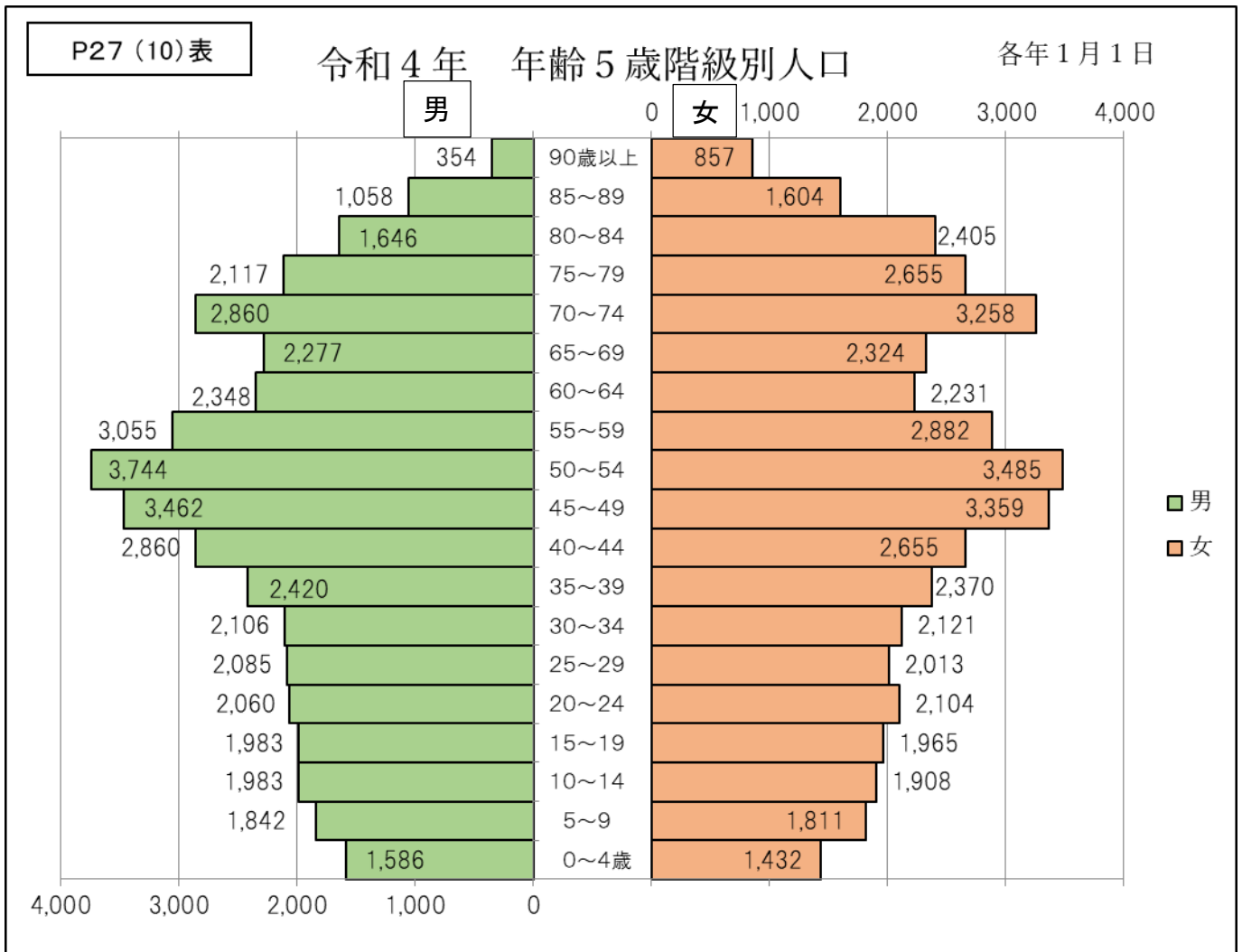
厚生労働省「人口動態統計」

資料2 「統計東大和」令和3年版(住民基本台帳)

東大和市の男女別人口(令和4年1月1日時点)

男女別(人)	15～19歳		20～24歳		25～29歳	
	男	女	男	女	男	女
合計(人)	1,983	1,965	2,060	2,104	2,085	2,013
	3,948		4,164		4,098	

東大和市「住民基本台帳・統計東大和令和3年版」



東大和市「住民基本台帳・統計東大和令和3年版」

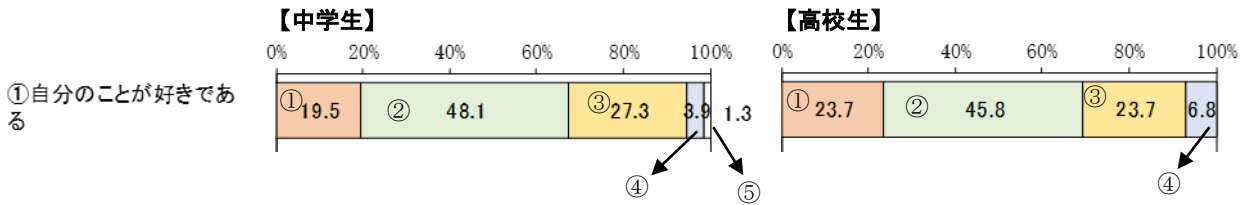


**資料3 東大和市「子ども・子育て未来プラン」**

**中学生・高校生の自己肯定感**

**東大和市「子ども・子育て未来プラン」 P35 (1) ①の帯グラフ**

① とてもあてはまる ② だいたいあてはまる ③ あまりあてはまらない ④ まったくあてはまらない ⑤ 無回答



**資料4 東大和市「子ども・子育て未来プラン」**

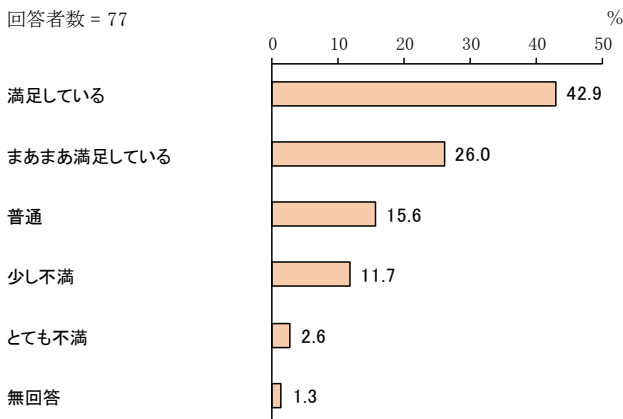
**中学生・高校生の生活の満足度**

**東大和市「子ども・子育て未来プラン」 P44 (2) の帯グラフ**

**生活の満足度**

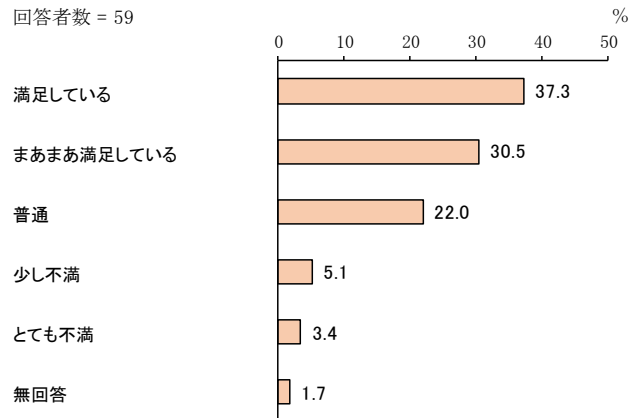
**【中学生】**

回答者数 = 77



**【高校生】**

回答者数 = 59



# 東大和市立

# 公民館

## 利用案内

### 公民館はこんなところ

公民館は、教育基本法・社会教育法に基づいて設置された教育機関です。  
 市内に在在・在勤・在学の方々が気軽に集まって話をしたり、学習したりできる場所です。  
 具体的には

- ・主催事業、共催事業（講座・コンサート等）
- ・グループ活動や集会への学習室の提供、備品の貸出し
- ・市民の学習要求に応じた相談業務やグループ活動への支援
- ・グループ活動等のためのコピー機や印刷機の使用

※コピー機・印刷機の使用は、有料です。

### 公民館を利用するには

市内には5つの公民館が設置されており、それぞれに学習室や和室があります。  
 公民館は、会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者で構成された2人以上のグループが利用できる場です。市外の団体や個人及び宗教団体、営利目的の活動では利用できません。自主グループやPTA、自治会など社会教育法の目的に合った活動は、無料で利用できます。  
 市内に事業所を持つ企業の内部の会議、私塾の発表会、チャリティコンサート等で利用の場合は、有料で利用できます（学習室等の使用料金については、職員にお尋ねください）。



### 部屋の申込み

- 施設を利用する団体は、団体登録の手続きが必要です。  
既に登録している団体も、1年に一度のグループカードの更新が必要です。  
公民館で団体登録をされた団体に、公民館予約システムで公民館予約のために使用する利用番号（利用者ID）とパスワードを発行いたします。
  - 市民センターを利用したい団体は、市民センターで登録をお願いします。  
公民館予約システムは、原則公民館予約システムにて、各団体で行ってください。  
予約方法など詳しいことは、窓口で配布している公民館の予約マニュアルを参照してください。
  - 広く市民の方に参加を呼びかける公開学習会を行う場合は、4か月前から施設予約を受け付けます。  
団体が直接、使用したい公民館へお問い合わせください。  
※中央公民館ホールの年に一度のイベントや行事等の申し込みについては、原則4か月前から受け付けます。  
利用月の4か月前の月初めに発行している「中央公民館ホール先行予約券」のスケジュールについては、窓口やホームページにてご確認ください。また、4か月前先の空き状況は公民館予約システムでは確認できません。各団体が公民館までお問い合わせください。
- 公民館の休館日：毎週月曜日・年末年始（12月28日～1月4日）**  
**公民館施設の利用時間：午前9時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時30分**  
**窓口受付時間：火曜日～土曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分**  
**（部屋の予約時間：火曜日～土曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時）**

### 公民館は…

- 住民の自由なたまり場です
- 住民の集団活動の拠点です
- 住民にとつての「私の大学」です
- 住民による文化創造のひろばです

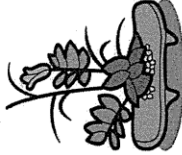
公民館は、教育基本法・社会教育法に基づいて設置された市民のための教育機関です。  
 東大和市には1971年（昭和46年）に公民館が誕生しました。  
 市内には5つの公民館があります。

## 「グループ活動」と「塾・教室」のちがいは？

公民館では、手芸、合唱、絵画など様々な学習活動が行われており、これらの活動グループのことを「自主グループ」と呼んでいます。ただし、指導者（先生）中心の「塾」では、公民館の学習室を利用することはできません。

「グループ活動」と「塾」との違いは、会の運営の主体が指導者なのか会員なのかで区別しています。指導者（先生）が中心となって会の運営をしているのは「塾」と判断し、公民館を利用することはできません。

- 自主グループとは  
会の半数以上を占める固定した会員がいること  
会員の総意でグループが運営されていること
- 会費  
会員の総意で決めた会費をグループに払う・・・グループ  
毎月一定の額の月謝を先生に支払う・・・塾
- 「運営」の具体的な内容は  
・活動内容の決定  
・指導者の選定、依頼  
・責任者（代表者）の選出  
・会費、指導者への謝礼の決定  
・会員募集の決定  
・責任者と指導者は別であること



## グループ活動に参加したい場合は？

『こうみかんたんより』（旬数月1日発行）の「掲示板」に会員登録記事が掲載されています。窓口・電話での相談も随時行っております。お気軽に職員にご相談ください。

## 公民館図書室をご利用ください

狭山公民館と隣接公民館には図書室があり、児童書・実用書・小説などの蔵書があります。是非、ご利用ください（東大和市立図書館利用カードは使用できません）。

- 開館日・・・火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
  - 開館時間・・・午前9時～午後5時  
（祝日、年末年始をのぞく）
  - 貸出日時・・・毎週金曜日の午前9時30分～午後5時
  - 貸出冊数及び期間・・・1人1回2冊まで、2週間借りられます。
- ※はじめて借りる際は、登録が必要です。「貸出登録票」に名前、住所、電話番号等の必要事項を記入していただきます。

## 公民館保育室はこんなところ

公民館保育室は、幼い子を持つ親たちが公民館活動に参加しやすいようにつくられた子どもたちを保育する場所です。

子どもにとって社会生活の場・成長の場となるように、大人同士が協力し合い、大人自身も成長し、共に学習し合うのが公民館保育室です。

市内には5つの公民館があります。

保育室を設けているのは、中央・南郷・上北台の3館です。

- ★保育室開室時間・・・火曜日～日曜日 午前9時～午後9時30分
- ★保育室へ入室できるのは・・・0歳（9ヶ月を越えている）から就学前の子ども

例：1月1日生まれの子は同年の10月1日以降から入室可能  
なお、感染症等にかかっている場合は入れません。

（定員：中央 16人 南郷 12人 上北台 12人）

- ★保育する人は・・・保育士資格がある人、保育に関する知識及び経験がある人  
〔概ね子どもも4人に1人の保育者、0歳児は概ね子ども3人に1人の保育者〕
- ★利用に必要なのは・・・「保育室使用申請書」「入室する子どもと保育者の名簿」
- ★保育室を利用するには・・・

- ・保育室利用自主グループに参加する。
- ・公民館主催の保育士の講座や事業に参加する（こうみかんたんより、市報等で広報）。
- ・「新たにグループをつくりたい」「会費で保育が必要になった」「保育付きで講演会を実施したい」などのような場合でも保育室を利用できます。
- ★保育室利用者懇談会（保育室を考える会）・・・

保育室のよりよい運営のために、利用者・保育者・公民館の3者で保育室のあり方や子どものこと、大人の活動のあり方などについて話し合い、学び合う場です。

「保育室を考える会 中央」、「保育室を考える会 南郷」、「保育室を考える会 上北台」という名称です。詳しくは、各公民館へお尋ねください。



## 市内公民館の問い合わせ先

	TEL	FAX
中央公民館	042-564-2451	042-563-5934
南郷公民館（南郷市民センター内）	042-564-2771	042-590-7010
狭山公民館	042-565-2700	042-565-2868
蔵敷公民館	042-566-0551	042-566-0552
上北台公民館（上北台市民センター内）	042-567-2691	042-567-3365

みんなであのしくたべよう!!

# 南街こども食堂

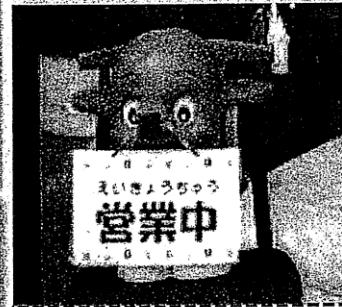
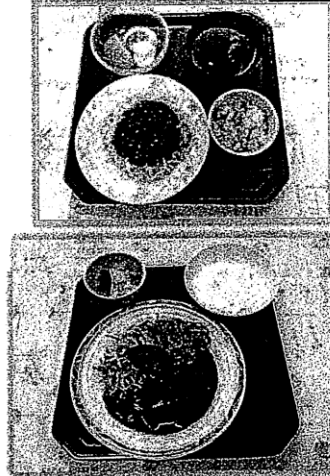
**予約必要!!**

当分テイクアウトのみ

南街こども食堂

検索

南街こども食堂は——  
こどもたちがたのしくごはんを  
食べるために、近所のおじさ  
ん、おばさんたちがボランティ  
アでごはん作りをしています。  
\*十分な感染対策をして実施中\*



食堂の場所  
南街2丁目協和三自治会  
集会所  
(丸八青果となり)

**毎月第1、第3火曜日**

**午後5時半／6時**

**\*予約限定・2部制\***

**参加費 200円 (親子参加可)**

企画・運営: 南親会 (なんしんかい)

連絡先: 042-565-7038 濱本 (はまもと)

協力: 東大和市社会福祉協議会



# お知らせ



## 芝中子ども食堂 始めてます!

日にち  
毎月  
第3水曜日  
ごご  
5じ~6じ30ぷん

ばしよ  
119号棟  
集会所

ひよう  
1人  
200円

なくなったら  
おわりです。



よてい  
これからの予定  
4月19日 5月17日  
6月21日 7月19日  
8月はお休み!



- ☆ 集会所で会食が出来ませんので  
しばらくは、テイクアウトのお弁当です。
- ☆ アレルギー対応はしてありません。
- ☆ 協力・・・東大和社会福祉協議会



問合せ・・・清水(042-565-8384)  
会田(042-563-0374)

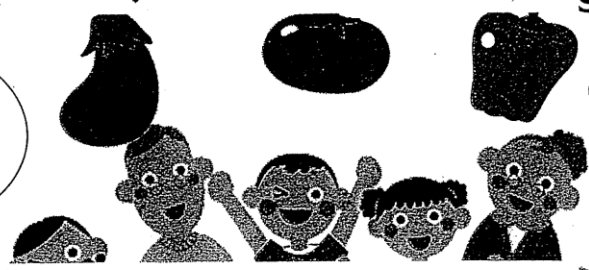
# 仲原4丁目子ども食堂



SOMPOケア株式会社

みんなで食べる  
とおいしいね。  
たのしいね！

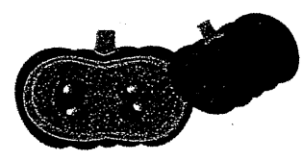
おみやげつき！



日にち：毎月第4土曜日  
時間：13時から



料金：こども 無料 / 大人 300円



※アレルギーには対応していません。  
メニューをご確認のうえお申込みください。  
ご不明な点はお気軽にお問合せください。

↑↑  
ホームページ  
も見てね！

材料発注の関係で第2土曜日をメ切とさせていただきます。  
事前にご予約をお願いします！



SOMPOケア ラヴィーレ東大和  
(有料老人ホーム)  
東大和市仲原4-7-1  
TEL: 042-565-4165



## 東大和市社会教育委員名簿

任期 R4. 5. 1～R6. 4. 30

構 成	氏 名	備 考
学校教育及び社会教育の 関係者	石田 玲奈 (～R5. 3. 31) 吉行 一敏 (R5. 4. 27～)	第一小学校長 第八小学校長
	鎌 田 智 義	第五中学校副校長
	杉 本 誠 一	起草委員
	柳 澤 明	起草委員
家庭教育の向上に資する 活動を行う者	池 田 陽 子	起草委員
	才 郷 正 次	起草委員
	森 脇 千 春	起草委員
学識経験のある者	外 池 武 嗣	起草委員
	荒 川 進	起草委員

○議 長 : 荒川 進

○副議長 : 柳澤 明

## 審議経過

### 1 定例会の記録

回	年月日	場所等	議題
1	令和4年 4月19日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
2	5月17日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
3	6月21日(火)	市役所会議棟 出席委員 9人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
4	7月19日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
5	9月20日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
6	10月18日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究テーマについて (社会教育の課題等)
7	11月15日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究テーマについて (研究テーマの検討)
8	12月20日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて (研究テーマの検討)
9	令和5年 1月17日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○研究テーマについて (研究テーマの設定)
10	2月3日(火)	中央図書館 出席委員 8人	○研究テーマについて (研究内容の検討)



11	3月14日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて (研究内容の検討)
12	4月18日(火)	中央公民館 出席委員 7人	○研究テーマについて (研究内容の検討)
13	5月16日(火)	中央公民館 出席委員 7人	○研究テーマについて (構成の検討)
14	6月6日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
15	7月18日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
16	9月26日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
17	10月17日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
18	11月14日(火)	市役所会議棟 出席委員 5人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
19	12月19日(火)	市役所会議棟 出席委員 8人	○研究内容の検討 (原稿案の検討)
20	令和6年 1月16日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○提言原稿の最終確認
21	2月20日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○提言原稿の最終確認
22	3月26日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○提言原稿の最終確認

## 2 起草委員会の記録

回	年月日	場所等	議題
1	令和5年 7月11日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて (原稿案の検討)
2	8月29日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○研究テーマについて (原稿案の検討)
3	10月10日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて (原稿案の検討)
4	12月5日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○研究テーマについて (原稿案の検討)

地域の活性化を目指す社会教育  
～青少年の居場所と活躍の場があるまちを目指して～  
(提 言)

発行・編集 令和6年4月  
東大和市社会教育委員会議  
東大和市中心3 - 930  
Tel (042) 563-2111

印 刷 総務部総務課印刷室